

保護者の皆様へ (第3号)

「特別支援学級」を知っていますか？

平成19年3月
武蔵野市教育委員会 指導課

学校教育法には、小・中学校等に「特殊学級」（東京都では「心身障害学級」と呼んでいました）を設置することができるかと規定されています。このたび、その学校教育法の一部改正が行われ、平成19年度からは、「特殊学級」→「特別支援学級」と、名称を変更することになりました。

武蔵野市では、通常の学級における学習では十分にその効果をあげることが難しい児童・生徒に対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、「特別支援学級」において、生活や学習上の困難を改善したり克服したりするための支援を行っていきます。

平成19年度 武蔵野市立小・中学校の「特別支援学級」

平成19年度、武蔵野市では、市立第四小学校に新たに開級する「はなみずき学級」を含め、下記の特別支援学級において、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を進めていきます。

学籍がその学級にあり、毎日、ここで学習することを基本としています。

通常の学級で学習することを基本とし、あらかじめ決めた日時にこの学級に通級し、それぞれの状態に応じた内容の個別指導（必要に応じて小集団指導）を受けます。週に1～8時間（1～2日）の指導を基本とし、場合によっては、月に1時間程度でも通級は可能です。



| | 小学校 | 中学校 | 障害種別 |
|--------|--|----------------------------|---------------------------|
| 固定学級 | 大野田小：むらさき学級 境南小：けやき学級 | 第四中：群咲学級 | 知的障害 |
| | 大野田小：いぶき学級 | 第四中：いぶき学級 (平成19年度は休級予定) | 肢体不自由 |
| | 境南小：いとすぎ学級 | 第六中：いとすぎ学級 | 病弱 |
| 通級指導学級 | 桜野小：こぶし学級 第四小：はなみずき学級 (平成19年度新規開級) | 第二中：こぶし学級 | 情緒障害 自閉症 LD ADHD |
| | 桜野小：こだま学級 | 第一中：エコールーム | 難聴 言語障害 |

特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象であった児童・生徒に加え、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒に対しても、その教育的ニーズに合わせて適切な支援をしていくことを目指しています。

通常の学級に在籍している特別支援教育の対象となる児童・生徒には、学校・家庭・関係機関等が連携を図り、その子どもに適した方法を工夫しながら指導をしていくことが大切です。

LD、ADHD等の児童・生徒の中には、「情緒障害等通級指導学級」で指導を受けることにより、通常の学級に適応しやすくなるなど、指導上の効果が見られる場合が多くあります。

武蔵野市の「情緒障害等通級指導学級」

武蔵野市には、市立小・中学校の通常の学級に在籍しているLD、ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒に個別指導をするための「情緒障害等通級指導学級」が、
小学校2校（平成19年4月開級を含む）、中学校1校に設置されています。

対象となる児童・生徒

- 知的発達に遅れは見られないが、次のような困難を感じている児童・生徒
- ・ 人とのかかわり方が下手で、トラブルになることが多い。
- ・ 場にそぐわない言葉遣いや態度をとってしまう。
- ・ 読むこと、書くこと、計算等、特定の学習につまずきが見られる。
- ・ 集中できず、落ち着きがない。
- ・ 特定のことにこだわりがある。

など

指導の内容や方法

お子さまの特性やお子さまが感じている困難さに合わせて、個別指導計画(*1)を立てて指導します。

<例>

- ・ ゲームを通して、ルールに従い楽しく活動することを学ぶ。
- ・ 教師との1対1のやり取りを通して、自分の気持ちを言葉で表現することを学ぶ。
- ・ 認知の特性に合わせた方法で、教科の補充学習をする。



〈桜野小学校「こぶし学級」の個別学習室〉

桜野小学校 「こぶし学級」

第二中学校 「こぶし学級」

二中こぶし学級は、平成18年度までは、不登校生徒への支援を中心にしていましたが、平成19年度からは、主として、LD、ADHD、高機能自閉症等の生徒への支援を行っていきます。

第四小学校 「はなみずき学級」

LD、ADHD等の児童への支援を充実させるため、平成19年4月に開級します。



通級指導を受けたい場合は.....

まず、お子さまが在籍している学校にご相談ください。そして、通級指導が必要かどうか学校とよく話し合い、学校から申請書類を提出してもらいます。その後、教育委員会内の会議を経て、通級の可否を決定いたします。

また、通級指導学級の様子を見学することも可能ですので、ご希望がありましたら、学校または教育委員会指導課（TEL 60-1898または60-1908）にご相談ください。

*1 「個別指導計画」とは.....

障害の状態等に応じたきめ細かい指導を行うために作成する児童（生徒）一人一人の「指導計画」です。主な内容は

- ・ 本人・保護者の願い
- ・ 児童・生徒の実態
- ・ 目標（何を、いつまでに、その程度）
- ・ 目標達成のための手だて

などです。目標が達成できた場合は次の目標を設定します。逆になかなか目標が達成できない場合は、目標や手だての見直しをしていきます。